

○「緊急事態宣言」期間中の対応について

福井県独自の「感染拡大特別警報」が、8月6日に「緊急事態宣言」に引き上げられました。期間は8月24日までです。この間の対応は次のとおりです。

1 学校での活動について

(1) 部活動は原則中止とする。ただし、夏季休業中に開催される全国大会等を控えている部活動は認める。その場合、県内外を問わず、対外試合や合同練習は行わない。

活動を認められている部活動については以下のことを厳守する。

- ・同居家族に風邪症状が見られる場合は、自宅で休養すること。
- ・大会後（帰福してから）2週間は健康観察を徹底し、体調が悪い場合には自宅で休養すること。
- ・これまでに実施している基本的な感染症対策を徹底する。マスク着用については、熱中症への対応を優先すること。

(2) 登校日や学習会、学校祭等の準備は、実施しない。

- ・8月24日（火）に延期した3年学習会は、中止する。
- ・8月25日（水）に延期した3年登校日は、予定通り8/25(水)に実施する。
(確認テスト、学校祭関係の活動を行います。)
- ・3年生を対象とした県立・私立高校のオープンスクールや高校見学会、部活動体験及び3年学習会（24日予定分）については、まとめて別途お知らせします。
- ・1, 2年生の学校祭関係については、後日、担当者から関係生徒に連絡します。

2 家庭での過ごし方について

不要不急の外出を控えること。

3 その他

- ・地区陸上(8/24)は中止決定。
- ・地区駅伝は、9月15日（水）に実施予定。駅伝練習については後日関係生徒に連絡する。ただし、気象条件などにより大会期日が変更される場合がある。
- ・全ての学校施設（体育館、グラウンド等）は、原則利用中止とする。（一般・青少年（高校生以下）活動も同様とする。）

緊急事態宣言の発令期間は、8月6日から8月24日と発表されていますが、感染状況によって内容の変更や対応の見直しが生じる可能性があることをご了承ください。

校長 水野克己